

## 訟務局訟務処理準則

	平成 6 年 1 2 月 5 日訟総第 8 2 2 号
	訟務局長通達
改正	平成 9 年 1 1 月 2 8 日訟総第 8 9 2 号
	平成 1 1 年 2 月 1 0 日訟総第 1 2 4 号
	平成 1 2 年 3 月 1 0 日訟総第 2 1 3 号
	平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日訟総第 9 1 9 号
	平成 1 3 年 3 月 6 日訟企第 1 3 0 号
	平成 1 3 年 4 月 1 日訟企第 2 4 3 号
	平成 1 6 年 3 月 1 5 日訟企第 2 0 5 号
	平成 1 7 年 3 月 2 9 日訟企第 1 6 7 号
	平成 1 8 年 3 月 9 日訟企第 1 6 8 号
	平成 2 7 年 4 月 1 0 日訟企第 3 1 6 号
	平成 2 9 年 2 月 2 8 日訟企第 1 3 4 号

### 目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 4 条の 2）
第 2 章	事件の処理
第 1 節	一般事務（第 5 条－第 1 3 条）
第 2 節	事件の処理（第 1 4 条－第 2 2 条）
第 3 節	報告、通知及び通報（第 2 3 条－第 2 8 条）
第 3 章	事件記録（第 2 9 条－第 3 4 条）
第 4 章	予防司法支援事件（第 3 5 条－第 3 9 条）

附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この準則は、訟務局における国の利害に関係のある争訟に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国等 国、行政庁（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 9 項第 1 号の第一号法定受託事務（以下、単に「第一号法定受託事務」という。）を処理する地方公共団体の行政庁及び独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（以下、単に「独立行政法人」という。）の行政庁を含む。以下同

- じ。)、地方公共団体、独立行政法人又は国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。)第7条第1項の政令で定める公法人(以下、単に「公法人」という。)をいう。
- (2) 行政庁等 行政庁、地方公共団体、独立行政法人又は公法人をいう。
  - (3) 所管行政庁等 事件の処理を担当し、又は事件に係る事務を処理する行政庁等をいう。
  - (4) 争訟事件 裁判所に係属している事件及びこれに準ずる事件をいう。
  - (5) 予告通知事件 争訟事件のうち、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第132条の2の規定に基づき、訴えの提起を予告する通知をし、又は通知を受けた事件をいう。
  - (6) 申立準備事件 行政庁等から争訟手続の申立ての依頼若しくは請求を受けた事件又は申立てをしようとする旨の報告を受けた事件及び訴訟告知を受けた事件をいう。
  - (7) 実施事件 監理事件以外の事件をいう。
  - (8) 監理事件 行政庁の処分若しくは裁決に係る行政事件訴訟法第11条第1項(同法において準用する場合を含む。)の規定による国若しくは公共団体を被告とする争訟事件、行政庁等を当事者若しくは参加人とする争訟事件又は争訟手続の申立て等をすべき事件で、行政庁等の所部の職員又は行政庁等が選任した弁護士のみが実施するものをいう。
  - (9) 単独処理事件 訟務局が単独で処理を担当する事件をいう。
  - (10) 共同処理事件 訟務局が法務局、地方法務局と共同して処理を担当する事件をいう。
  - (11) 弁護士選任事件 法務大臣が弁護士を選任した事件をいう。
  - (12) 監督事件 法務局又は地方法務局が処理を担当する事件のうち、平成6年12月5日付け法務省訟総第820号訟務局長通達「法務局及び地方法務局訟務処理細則」(以下「訟務処理細則」という。)第2条第13号に定める第一種報告事件(共同処理事件を除く。)をいう。
  - (13) 直受事件 訟務局が法務局長又は地方法務局長の受理報告又は申立等報告以外の事由により受理した事件をいう。
  - (14) 担当局 事件の処理を担当する訟務局、法務局又は地方法務局をいう。
  - (15) 指定書等 指定書、選任書及び訴訟代理権消滅通知書をいう。
  - (16) 印紙等 争訟手続用の収入印紙、郵便切手及び郵便はがきをいう。
  - (17) 配当金等 配当金、予納金の残額その他の国庫等に納付すべき金銭をいう。
  - (18) 予防司法支援事件 国の利害に係るある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある事項について、行政庁等から法律的な意見を求められた場合において、法律の見解を示し、又は助言若しくは協力をする案件をいう。
  - (19) 単独処理予防司法支援事件 訟務局が単独で処理を担当する予防司法

支援事件をいう。

(20) 共同処理予防司法支援事件 訟務局が法務局、地方法務局と共同して処理を担当する予防司法支援事件をいう。

(21) 監督予防司法支援事件 法務局又は地方法務局が処理を担当する予防司法支援事件のうち、訟務処理細則第47条の規定により訟務局長に報告される事件をいう。

(取扱責任者)

第3条 各課（訟務企画課を除く。次条第1項及び第29条第1項において同じ。）及び訟務支援管理官には、次の取扱責任者を置くものとする。

- (1) 事件簿取扱責任者
- (2) 統計取扱責任者
- (3) 保存記録取扱責任者

2 訟務企画課には、次の取扱責任者を置くものとする。

- (1) 指定書等取扱責任者
- (2) 印紙等取扱責任者

(帳簿)

第4条 各課及び訟務支援管理官には、次の帳簿（訟務支援管理官にあつては、第7号及び第8号の帳簿に限る。）を備えるものとし、第1号、第3号、第4号及び第7号の帳簿の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事件簿（様式第1号）
- (2) 削除
- (3) 事件記録保存簿（様式第3号）
- (4) 裁判書等正本保存簿（様式第4号）
- (5) 裁判書等正本つづり
- (6) 事件関係雑文書つづり
- (7) 予防司法支援事件簿（様式第20号）
- (8) 予防司法支援事件関係つづり

2 訟務企画課には、次の帳簿を備えるものとし、第1号から第11号までの帳簿の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定書配布簿（様式第5号）
- (2) 選任書配布簿（様式第6号）
- (3) 訴訟代理権消滅通知書配布簿（様式第7号）
- (4) 指定書受払簿（様式第8号）
- (5) 選任書受払簿（様式第9号）
- (6) 訴訟代理権消滅通知書受払簿（様式第10号）
- (7) 収入印紙受払簿（様式第11号）
- (8) 郵便切手・郵便はがき受払簿（様式第12号）
- (9) 予納金整理簿（様式第13号）

- (10)保証金整理簿（様式第14号）
  - (11)配当金等受払簿（様式第15号）
  - (12)保管金受領証書等つづり
- 3 第1項第1号及び第5号から第8号までの帳簿は暦年ごとに、前項第7号から第12号までの帳簿は会計年度ごとに調製するものとする。
  - 4 第1項第3号の帳簿には、事件記録の保存及び廃棄に関する事項を登載する。
  - 5 第1項第6号の帳簿には、事件に関する文書で事件記録又は他の帳簿に編綴しないものを編綴するものとする。

#### （訟務事件管理システム）

第4条の2 訟務局においては、別に定めるところにより、訟務事件管理システムの整備、運用及び管理を行うものとする。

### 第2章 事件の処理

#### 第1節 一般事務

##### （事件の立件及び終了）

第5条 事件簿取扱責任者は、次に掲げる場合においては、立件して訟務事件管理システムに事件データを登録するものとする。

(1) 争訟手続の申立ての依頼、法務局長、地方法務局長又は行政庁の受理報告又は申立等報告（地方法務局長の受理報告又は申立等報告にあつては、監督法務局又は他の地方法務局において処理を担当すべき上訴事件に係るものを除く。ただし、監督法務局と共同して申立てをした上訴事件に係る申立等報告は、この限りでない。）、権限法第7条第1項の請求（権限法第6条の2第1項若しくは第2項又は第6条の3第1項若しくは第2項の報告に基づき、法務局長又は地方法務局長から受理報告があつた事件と同一の事件に係る請求を除く。）、裁判所からの訴状その他の文書の送達、予告通知の送付その他の事由により事件を受理したとき。

(2) 争訟手続の申立て等をしたとき。

2 事件簿取扱責任者は、裁判の告知、争訟手続の申立て又はその取下げ、事件の処理の打切り、予告通知の日から4月経過（予告通知に基づく証拠収集の手続が終了していないときはその終了の日）、法務局長、地方法務局長又は行政庁の申立等報告又は結果報告（地方法務局長の結果報告にあつては、監督法務局と共同して申立てをした上訴事件であつて監督法務局において処理を担当すべきものに係る結果報告を除く。）、権限法第7条第1項の請求に応じない旨の決裁その他の事由により事件が終了したときは、その旨（監督事件にあつては、法務局又は地方法務局における終了事由）を訟務事件管理システムに登録するものとする。

(保有個人情報の保護及び管理)

第6条 訟務局においては、別に定めるところにより、保有個人情報の保護及び管理を行うものとする。

(統計)

第7条 統計取扱責任者は、別に定めるところにより、事件の統計に関する事務を取り扱うものとする。

(指定書等)

第8条 指定書等取扱責任者は、指定書等の用紙の調製、配布、受払い及び保管に関する事務を取り扱うものとする。

- 2 指定書配布簿、選任書配布簿及び訴訟代理権消滅通知書配布簿には、指定書等の用紙の配布に関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。
- 3 指定書受払簿、選任書受払簿及び訴訟代理権消滅通知書受払簿には、指定書等の用紙の受払い並びに指定書等及びその用紙の廃棄に関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。
- 4 指定書等の記載は、付録第1号から付録第3号までの例によるものとする。
- 5 予告通知事件における指定代理人の指定等の文書は、付録第4号及び付録第5号の例によるものとする。
- 6 予告通知事件の終了前に指定代理人に変更があった場合の相手方への通知は、訴えの提起前における照会又は回答等の対応をする際に、当該発出文書にその旨を付記してするものとする。

(印紙等取扱責任者の事務)

第9条 印紙等取扱責任者は、印紙等及び配当金等の受払いに関する事務並びに予納金及び保証金の状況を明らかにする事務を取り扱うものとする。

(印紙等)

第10条 収入印紙受払簿及び郵便切手・郵便はがき受払簿には、印紙等の受払いに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

(予納金)

- 第11条 予納金整理簿には、予納金の納付及び残額の返納に関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。
- 2 事件の担当官（以下「担当官」という。）は、予納金を納付したときは保管金受領証書を、予納金の残額を国庫等に返納したときは領収証書を印紙等取扱責任者に提出するものとする。
  - 3 前項の規定により提出された保管金受領証書及び領収証書は、保管金受

領証書等つづりに編綴して保管するものとする。

(保証金)

第12条 保証金整理簿には、保証金の供託及び取戻しに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

- 2 担当官は、保証金を供託したときは供託書正本を、保証金の取戻しの請求をしたときは供託物払渡請求書の写しを印紙等取扱責任者に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された供託書正本は保管金受領証書等つづりに編綴し、供託物払渡請求書の写しは納入(返納)告知書の発行依頼関係書類つづりに編綴して保管するものとする。

(配当金等)

第13条 配当金等受払簿には、配当金等の受払いに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

- 2 担当官は、配当金等を受領したときは、受領の日に歳入徴収官又は官署支出官に納付するときを除き、これを印紙等取扱責任者に預けるものとする。

第2節 事件の処理

(直受事件の移送, 共同処理指示等)

第14条 直受事件(権限法第7条第1項の請求に係る事件については、法務省において処理することとした事件に限る。)は、訟務局が単独でその処理を担当することとしたときを除き、これをその処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長に移送するものとする。この場合において、訟務局が法務局又は地方法務局と共同してその処理を担当することとしたときは、併せてその旨を指示するものとする。

- 2 前項の規定により地方法務局の長に事件を移送したときは、その監督法務局の長に対し、訴状の写し等を添付して、その旨を通知するものとする。ただし、移送事件が、訴えの提起前における証拠収集処分申立ての事件である場合において、当該申立事件に係る予告通知事件の処理を担当する法務局又は地方法務局が他に存するときは、当該予告通知事件の処理を担当する法務局又は地方法務局の長に対して、前項の移送の旨を通知するものとする。
- 3 第一項の直受事件について、訟務局が単独でその処理を担当することとしたときは、その処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長及びその監督法務局の長にその旨を通知するものとする。

(担当局の変更)

第15条 単独処理事件について、訟務局がその処理を担当しないこととしたときは、これをその処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長に移送

するものとし、訟務局が法務局又は地方法務局と共同してその処理を担当することとしたときは、その処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長に対し、その旨を指示してこれを移送するものとする。

- 2 共同処理事件について訟務局が単独でその処理を担当することとしたとき、又は訟務局がその処理を担当しないこととしたときは、その処理を担当している法務局又は地方法務局の長に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 訟務局が地方法務局と共同して処理を担当する事件について、監督法務局に訟務局及び地方法務局と共同してその処理を担当させることとしたときは、その法務局の長に対し、訟務処理細則第17条第1項の規定による指示をすべき旨を指示するものとする。
- 4 訟務局が法務局及び地方法務局と共同して処理を担当している事件について、その法務局にその処理を担当させないこととしたときは、その法務局の長に対し、訟務処理細則第18条第1項の規定による通知をすべき旨を指示するものとする。

#### (監督事件の担当局の変更)

第16条 監督事件について訟務局が単独でその処理を担当することとしたとき、又は訟務局がその処理を担当している法務局又は地方法務局と共同してその処理を担当することとしたときは、その法務局又は地方法務局の長に対し、その旨を通知又は指示するものとする。

#### (証拠調べ等に関する事務の嘱託等)

- 第17条 訟務局が処理を担当する事件について、法務局又は地方法務局（訟務局と共同してその事件の処理を担当する法務局又は地方法務局を除く。次項において同じ。）に証拠調べその他の争訟に関する手続に係る事務の処理を担当させることとしたときは、その法務局又は地方法務局の長に対し、その処理を嘱託するものとする。
- 2 訟務局が処理を担当する事件について、法務局又は地方法務局に事実の調査をさせることとしたときは、その法務局又は地方法務局の長に対し、これを依頼するものとする。

#### (弁護士選任事件)

第18条 弁護士選任事件（単独処理事件に限る。）については、弁護士からその事件に関する報告を求めるものとする。ただし、担当官が関与した事項については、この限りでない。

#### (監理事件)

第19条 監理事件については、国に所属する行政庁及び独立行政法人からその事件に関する報告を、第一号法定受託事務を処理する地方公共団体の

行政庁からその事件に関する報告に準ずる資料の提出を求めるものとする。

(地方公共団体の行政庁の事務に関する事件)

第19条の2 単独処理事件のうち第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件及び申立準備事件について、権限法第6条の2第3項ただし書の規定により指示をするときは、当該地方公共団体の長に対して、指示の内容及び理由を記載した指示書によりするものとする。

2 単独処理事件のうち第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者若しくは地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件又は申立準備事件を権限法第6条の2第4項の規定により法務大臣の所部の職員又はその選任する弁護士に行わせようとする場合における当該地方公共団体の長との協議は、その事件の表示及び理由を記載した協議書によりするものとする。

3 前項の規定は、権限法第6条の2第5項の規定により第一号法定受託事務に係る各大臣の所部の職員を指定しようとするときの地方公共団体の長との協議について準用する。

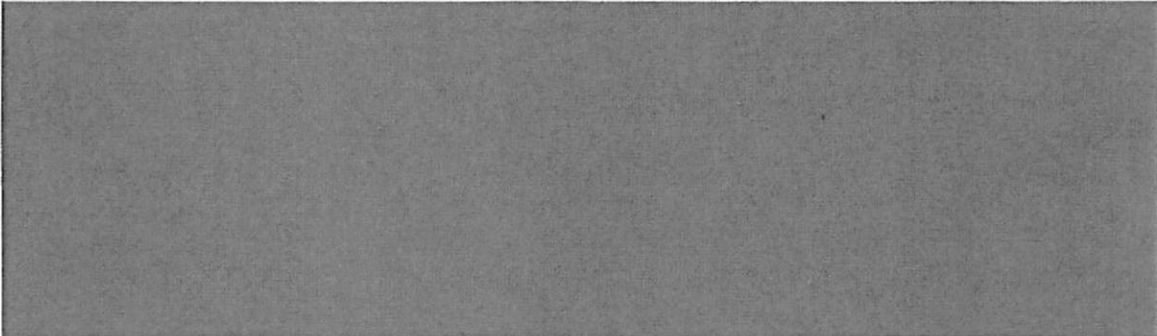
4 前2項の規定による協議が終了したときは、地方公共団体の長に対して、次の事項を記載した書面により訴訟を実施する旨を通知するものとする。

(1) 実施する事件の表示

(2) 担当官の官職及び氏名又は選任する弁護士の氏名及び事務所の所在地

(3) 第一号法定受託事務に係る各大臣の所部の職員で法務大臣が指定した者の官職及び氏名

(地方公共団体の行政庁の事務に関する事件に係る求指示の処理)



(独立行政法人の事務に関する事件)

第19条の4 単独処理事件のうち独立行政法人（その行政庁を含む。）を当事者又は参加人とする争訟事件及び申立準備事件について、権限法第6条の3第3項の規定により指示をするときは、当該独立行政法人の長に対して、指示の内容及び理由を記載した指示書によりするものとする。

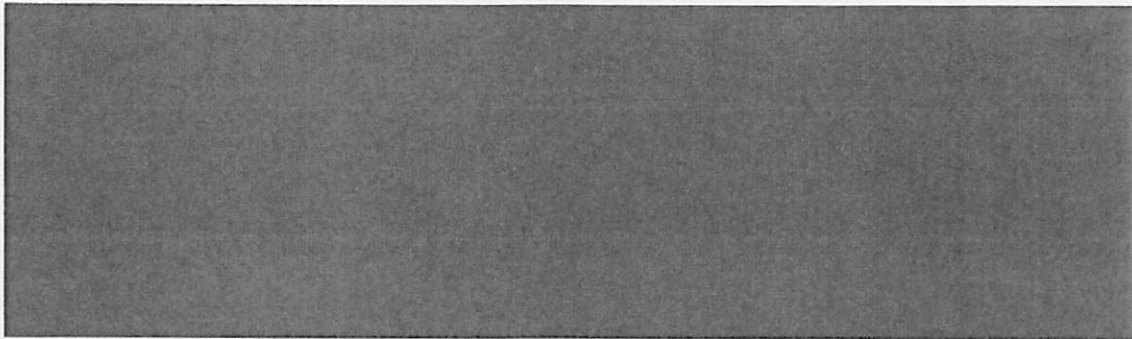
2 単独処理事件のうち独立行政法人（その行政庁を含む。）を当事者又は参加人とする争訟事件又は申立準備事件を権限法第6条の3第4項の規定



により法務大臣の所部の職員又はその選任する弁護士に行わせようとする場合における当該独立行政法人の長との協議は、その事件の表示及び理由を記載した協議書によりするものとする。

- 3 前項の規定による協議が終了したときは、独立行政法人の長に対して、次の事項を記載した書面により訴訟を実施する旨通知するものとする。
  - (1) 実施する事件の表示
  - (2) 事件の担当官の官職及び氏名又は選任する弁護士の氏名及び事務所の所在地
  - (3) 独立行政法人を所管する大臣の所部の職員で法務大臣が指定した者の官職及び氏名

(独立行政法人の事務に関する事件に係る求指示の処理)



(地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する事件)

第20条 地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する権限法第7条第1項の請求に係る事件（法務省において既に処理している事件に付随する事件を除く。）を法務省において処理することとしたときは、その地方公共団体、独立行政法人又は公法人の長に対し、その請求に応ずる旨を回答し、併せてその事件の担当局を通報するものとする。この場合において、その事件が地方公共団体の事務に関するものであるときは、あらかじめ、総務大臣の意見を求めなければならない。

- 2 前項の事件を法務省において処理しないこととしたときは、請求をした地方公共団体、独立行政法人又は公法人の長に対し、その請求に応じない旨を回答するものとする。

第21条 法務局長又は地方法務局長から進達された権限法第7条第1項の請求に係る事件について、地方公共団体、独立行政法人又は公法人の長にその請求に応ずる旨又は請求に応じない旨を回答したときは、その法務局長又は地方法務局長に対し、その請求に応じて事件を処理すべき旨又は請求に応じない旨の回答をした旨を指示又は通知するものとする。

- 2 前項の規定により地方法務局長に指示又は通知したときは、監督法務局長の長に対し、その旨を通知するものとする。

第22条 地方公共団体若しくは独立行政法人（それらの行政庁を含む。）又は公法人の事務に関する事件について裁判所に納めるべき手数料及び手数料以外の費用並びに担保として供すべき金銭及び有価証券は、地方公共団体、独立行政法人又は公法人に求めるものとする。

### 第3節 報告、通知及び通報

#### （申立て等の報告）

第23条 担当官は、その担当に係る単独処理事件について、国等が争訟手続の申立て等をしたとき、事件が終了したとき又は裁判が確定したときは、その旨を適宜の様式により上司に報告するものとする。

#### （経過報告）

第24条 担当官は、その担当に係る単独処理事件及び共同処理事件について、その経過を様式第16号又は適宜の様式により上司に報告するものとする。

#### （事実調査の結果通知）

第25条 法務局長又は地方法務局長から法務局及び地方法務局訟務処理規程（昭和58年12月26日付け法務省訟総訓第643号大臣訓令）第4条の規定による事実の調査の依頼があった場合において、その調査を終えたときは、その法務局長又は地方法務局長に対し、調査の結果を通知するものとする。

#### （法務局、地方法務局の担当官への通知）

第26条 担当官は、共同処理事件に関し、訟務局の担当官のみが関与した事項で必要があるものについては、その事件の処理を担当する法務局及び地方法務局の担当官に対し、適宜の方法により処理の結果を通知するものとする。

#### （所管行政庁等に対する通報等）

第27条 国を当事者若しくは参加人とする争訟事件又は申立準備事件（訴訟告知を受けた事件に限る。）を受理した場合において、その事件が直受事件であるときは、所管行政庁等に対し、訴状等の写しその他の資料を添付して、その事件を受理した旨及びその事件の担当局を通報するものとする。この場合において、必要があるときは、併せてその事件に関する調査を依頼するものとする。

2 前項の争訟事件中、行政庁の処分又は裁決に係る行政事件訴訟法第11条第1項（同法において準用する場合を含む。）の規定による争訟事件について、当該行政庁の所部の職員又は当該行政庁が選任した弁護士のみで処理することを相当と認めるときは、その事件を監理事件に指定し、当該行

政庁に対し、訴状等の原本を添付して、その旨を通報するものとする。

- 3 第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者若しくは地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件又は独立行政法人（その行政庁を含む。）を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件について、必要があるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、訴状等の写しその他の必要な資料を添付して、事件を受理した旨を通報するものとする。第1項後段の規定は、この場合について準用する。
- 4 第14条第1項の規定による事件の移送（国を当事者又は参加人とする事件に関するものを除く。）をしたとき、又は第15条第1項の規定による事件の移送、同条第2項の規定による通知、第16条の規定による通知又は指示をしたときは、所管行政庁等に対し、その事件の担当局（担当局を変更したときは、変更後の担当局）を通報するものとする。

第28条 訟務局が処理を担当している事件（監理事件を除く。）について、国等が争訟手続の申立て等をした場合、事件が終了した場合又は裁判が確定した場合において、必要があるときは、所管行政庁等及び第一号法定受託事務に係る各大臣又は独立行政法人を所管する大臣に対し、資料を添付して、その旨を通報するものとする。最高裁判所から上告又は上告受理事件の訴訟記録の到着通知があった場合も、同様とする。

- 2 訟務局が処理を担当している監理事件のうち、第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者若しくは地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件又は独立行政法人（その行政庁を含む。）を当事者又は参加人とする争訟事件及び申立準備事件について、争訟手続の申立て等がされた場合、事件が終了した場合又は裁判が確定した場合において、必要があるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、資料を添付して、その旨を通報するものとする。
- 3 第1項の事件が国等に不利益な裁判によって終了した場合において、必要があるときは、所管行政庁等及び第一号法定受託事務に係る各大臣又は独立行政法人を所管する大臣に対し、上訴の提起に関する意見を求めるものとする。
- 4 第2項の事件が第一号法定受託事務を処理する地方公共団体若しくは地方公共団体の行政庁又は独立行政法人（その行政庁を含む。）に不利益な裁判によって終了した場合において、必要があるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、上訴の提起に関する意見を求めるものとする。

### 第3章 事件記録

(事件記録の備付け及び正本の保存)

第29条 各課には、訟務局が処理を担当する実施事件及び監理事件並びに監督事件の記録を備えるものとする。

- 2 国を当事者又は参加人とする事件（単独処理事件に限り、監理事件を除く。）の終局判決その他これに準ずる文書の正本（以下「正本」という。）は、その事件を所掌する課において保存するものとする。

(事件記録の作成方法)

第30条 事件記録には、様式第17号による表紙を付し、所要の事項を記載するものとする。

- 2 訟務局が処理を担当する事件（監理事件及び監督事件を除く。）の事件記録には、様式第18号による経過表を付し、所要の事項を記載するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事件記録の作成については、別に定めるところによる。

(事件記録の送付)

第31条 事件を移送するときは、その事件の事件記録を送付するものとする。

(正本の保管)

第32条 担当官は、正本の送達を受けたとき（送達を受けた者から受領したときを含む。次項において同じ。）は、これを保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。ただし、国を被告とする監理事件の正本、行政庁を当事者又は参加人とする事件の正本及び地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する事件の正本については、この限りではない。この場合においては、その行政庁等に送付しなければならない。

- 2 担当官は、共同処理事件について正本の送達を受けたときは、前項の規定にかかわらず、これを法務局又は地方法務局（訟務局が法務局及び地方法務局と共同して処理を担当する事件にあつては、地方法務局）の担当官に送付するものとする。
- 3 保存記録取扱責任者は、第1項の規定により正本の引継ぎを受けたときは、裁判書等正本保存簿に適宜の分類に従い暦年ごとに整理番号を付して所要の事項を記載し、その正本の初葉の上部余白に整理番号を記載し、これを裁判書等正本つづりに編綴して保管するものとする。

(結果票)

第33条 担当官は、訟務局が処理を担当する事件（監理事件を除く。）が争訟手続の申立て及び事件の移送以外の事由により終了したときは、次に掲げる事項を確認し、様式第19号による結果票に所要の事項を記載して、

これに取扱責任者の押印を受けるものとする。

- (1) 結果通報及び確定通報に関する事項
- (2) 訟務事件管理システムへの登録に関する事項
- (3) 正本の保存に関する事項
- (4) 郵便切手及び郵便はがきの残額の受入れに関する事項
- (5) 保証金の取戻しに関する事項
- (6) 配当金等の納付に関する事項
- (7) 資料の返還に関する事項

#### (事件記録の保管)

第34条 担当官は、前条の規定による処理が終了したときは、当該事件に関連する争訟手続（予告通知に基づく本案訴訟を除く。）が行われるときを除き、事件記録を保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。訟務局が処理を担当する監理事件及び監督事件が終了した場合において、その事件に関連する争訟手続が行われないことを了知したときも、同様とする。

- 2 保存記録取扱責任者は、事件記録の引継ぎを受けたときは、事件記録保存簿に適宜の分類に従い暦年ごとに整理番号を付して所要の事項を記載し、その事件記録の表紙の記録保存整理番号欄に整理番号を記載し、表紙の上部余白に「完結」と表示してこれを保管するものとする。

### 第4章 予防司法支援事件

#### (予防司法支援事件の処理)

第35条 担当官は、予防司法支援事件を受理したときは、様式第21号による予防司法支援事件票を作成するものとする。

- 2 予防司法支援事件は、できる限り速やかに処理するものとし、調査及び検討に相当の期間を要すると認められるものについては、回答予定時期を定めて、行政庁等に対し通知するものとする。
- 3 予防司法支援事件の行政庁等に対する回答は、照会又は回答の内容に応じて、文書又は口頭によりするものとする。

#### (予防司法支援事件の立件及び終了)

第36条 事件簿取扱責任者は、予防司法支援事件票により、立件して予防司法支援事件簿に登載するものとし、予防司法支援事件が回答、照会の取下げ等により終了したときは、その旨を予防司法支援事件簿に記載するものとする。

- 2 監督予防司法支援事件のうち、訟務処理細則第51条で同一用紙を用いて報告することができることとされている事件については、前項の処理を要しないものとする。

(報告等)

第37条 担当官は、予防司法支援事件を受理したとき、事件が終了したときその他報告すべき事由が生じたときは、予防司法支援事件票等により、必要な資料を添付して、その旨を上司に報告するものとする。

2 第39条において準用する第15条第1項若しくは第2項又は第16条の規定により担当局の変更をしたときは、変更後の担当局を、適宜の方法により、行政庁等に対し通知するものとする。

(予防司法支援事件記録の保管)

第38条 担当官は、予防司法支援事件の処理が終了したときは、予防司法支援事件記録を保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。

2 保存記録取扱責任者は、予防司法支援事件記録の引継ぎを受けたときは、暦年ごとに整理番号を付して、予防司法支援事件関係つづりに編綴して保管するものとする。予防司法支援事件関係つづりには、様式第22号による目録を付するものとする。

(事件の処理に関する規定の準用)

第39条 第6条、第7条、第15条、第16条及び第26条の規定は、予防司法支援事件の取扱い及び処理に準用する。この場合において、第7条中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、第15条第1項中「単独処理事件」とあるのは「単独処理予防司法支援事件」と、同条第2項中「共同処理事件」とあるのは「共同処理予防司法支援事件」と、同条第3項中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、「訟務処理細則第17条第1項」とあるのは「訟務処理細則第54条において準用する同細則第17条第1項」と、第15条第4項中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、「訟務処理細則第18条第1項」とあるのは「訟務処理細則第54条において準用する同細則第18条第1項」と、第16条中「監督事件」とあるのは「監督予防司法支援事件」と、第26条中「共同処理事件」とあるのは「共同処理予防司法支援事件」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この通達は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月28日訟総第892号)

この通達は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月10日訟総第124号)

この通達は、平成11年2月10日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日訟総第213号)

この通達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日訟総第919号)

この通達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月6日訟企第130号）

- 1 この通達は、平成13年3月6日から施行する。
- 2 この通達の施行の際に平成12年12月26日付け訟総第934号訟務局長通達「事件記録編成要領について」により準ずることとされている平成12年12月26日付け法務省訟総第932号訟務局長通達「事件記録編成要領」附則第3項の規定に基づき作成している事件記録については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成13年4月1日訟企第243号）

この通達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日訟企第205号）

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日訟企第167号）

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日訟企第168号）

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日訟企第316号）

この通達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成29年2月28日訟企第134号）

- 1 この通達は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の際にこの通達による改正前の第4条第1項第7号（様式第20号）、第35条第1項（様式第21号）及び第38条第2項（様式第22号）の規定に基づき作成している法律意見照会事件簿、法律意見照会事件票及び法律意見照会事件関係つづり目録は、それぞれ改正後の規定により作成されているものとみなす。

様式第1号 (第4条関係)

事 件 簿

整理番	受理月日 申立月日	裁判所 事件番号	事件名	当事者	年月日 終了事由	年月日 確定・上訴の別	担当区分	備考
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							
.	.	高裁 地裁 簡裁 支部 年 ( ) 号			. . .	. . .	単独 共同 監督 監理	
	.							



様式第2号 削除

様式第3号 (第4条関係)

事 件 記 録 保 存 簿

整 理 号 番 号	裁 判 所 事 件 番 号	事 件 名	相 手 方	実施事件 その他の 事件の別	保存 期間	保 存 始 期	期 終 期	廃 年 月 日	備 考
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )					・	・	・	

(注) 実施事件その他の事件の別欄の実施事件は、自ら処理を担当した事件に限る。









様式第8号（第4条関係）

指 定 書 受 払 簿

番 号	受入年月日 払出年月日	裁 判 所 事 件 番 号	事 件 名	相 手 方	被 指 定 者	備 考
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				

(注) 指定番又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。

様式第9号（第4条関係）

選任書受払簿

番号	受入年月日 払出年月日	裁判所 事件番号	事件名	相手方	被指定者	備考
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ( )				

(注) 選任書又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。



様式第10号 (第4条関係)

訴訟代理権消滅通知書受払簿

番 号	受入年月日 払出年月日	裁 判 所 号 事 件 番 号	事 件 名	相 手 方	被 指 定 者 被 選 任 者	備 考
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ( )				

(注) 訴訟代理権消滅通知書又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。











様式第16号 (第24条関係)

経過報告書			裁判官	
今回 期日	期日	年 月 日 前 午 時 分 後	出頭者	訟務局
	手続の別	準備的口頭弁論 弁論準備手続 書面による準備手続 進行協議 弁論 証拠調べ 和解 調停 言渡し 返答 提訴前照会・回答		法務局
	結果	変更 延期 続行 休止 終結		行政庁
				ほか 名
相手方			ほか 名	
次回期日 及びその 予定	年 月 日 前 午 時 分 後			
経過要旨				

(注) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じ記載すること。

様式第17号 (第30条関係)

実施 監理		単独 共同		監督		第1種 第2種		弁護士 選任	
<b>事 件 記 録</b>									
裁判所 支部 年( ) 第 号	事 件 の 表 示	裁判所 支部 年( ) 第 号						担 当 部	
		裁判所 支部 年( ) 第 号							
		裁判所 支部 年( ) 第 号							
相手方	当 事 者							法 廷 号	
記録保 存整理 番号	事 件 の 果	1 審		2 審		3 審			
		本省 行政		民事 民事(財産) 賦租徴		法務局 民 行 租		共 同 担当局	
年 第 号	付随事件の保証金		担 当 官						
	有 無								
整理番号		事件		年 号		記録保存		年 号	











経過表 (3)

代理人						
指定書・ 選任書 提出年月日	代理人の氏名	所属			訴訟代理権 消滅通知書 提出年月日	備考
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	
・		本	法	地	・	
・		支	行	弁	・	

(注) 予告通知事件については、指定代理人の指定・解任の決裁日を該当欄に記入する。

様式第19号 (第33条関係)

結 果 票			担当官 印	取扱責 任者印
終 了		年 月 日		
結 果	報告	年 月 日		
	通報	年 月 日		
	通知	年 月 日		
確 定	報告	年 月 日		
	通報	年 月 日		
シ ス テ ム 登 録				
正 本	保存庁	訟務局 共同担当局 ( ) 行政庁 ( )		
	保存整理番号	年 号		
郵便切手・ 郵便はがき残	有 無	年 月 日 円 受 入		
保 証 金	有 無	年 月 日 円 取 戻		
予納金残額	有 無	年 月 日 円 返 納		
徴 収 費 用	有 無	年 月 日 円 納 付		
そ の 他 の 配 当 金 等	有 無	年 月 日 円 納 付		
資 料	有 無	年 月 日 返 還		
備 考				

注 「通知」欄は、提訴前証拠収集処分申立事件の結果通知を指す。

様式第20号（第4条関係）

予防司法支援事件簿

整理 番号	受理 年月日	照会 庁	件 名	終了 年月日	終了 事由	回答 方法	処理 区分	備考

（注1）回答方法欄は、文書（公文書・メモ手交）又は口頭の別を記載する。

（注2）処理区分欄は、次の区分により記載する。

I：法令の解釈に関する重要な事項を含む案件及び政治上、行政上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがある案件

II：I及びIIIを除いた案件

III：特段の調査及び検討を要しないで、照会を担当した担当官において回答すべき案件

様式第21号(第35条関係)

予 防 司 法 支 援 事 件 票

受理年月日		回答予定年月日		回答年月日		回 答 方 法	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		文書(公文書) 文書(メモ手交) 口頭	
処理 区分			主管課			担 当 者	
	件 名						
照 会 庁							
照会 事案の 概要							
回 答 要 旨							
備 考	(回答に当たっての資料・引用文献等)						

(注1) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じて記載すること。

(注2) 処理区分欄は、次の区分により記載する。

I : 法令の解釈に関する重要な事項を含む案件及び政治上、行政上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがある案件

II : I及びIIIを除いた案件

III : 特段の調査及び検討を要しないで、照会を担当した担当官において回答すべき案件





付録第1号(第8条関係)  
第 1234 号

## 指 定 書

(〒100-8977)

所 属 庁 及 び  
そ の 所 在

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
法務省訟務局

官 職 氏 名

民事訟務課長 甲 野 一 郎  
法務省大臣官房  
参 事 官 乙 野 二 郎  
法務省訟務局  
参 事 官 丙 野 三 郎  
局 付 丁 野 四 郎  
法務省訟務局民事訟務課  
補 佐 官 戊 野 五 郎  
法 務 専 門 官 己 野 六 郎  
第 一 係 長 庚 野 七 郎  
法 務 事 務 官 辛 野 八 郎

上 記 の 者 を 国 の 利 害 に 関 係 の あ る 訴 訟  
に つ い て の 法 務 大 臣 の 権 限 等 に 関 す る 法  
律 に 基 づ き 被 告 国 の た め  
下 記 事 件 に つ き 裁 判 上 の 行 為 を 行 う 職 員  
に 指 定 す る 。

平 成 2 7 年 4 月 1 3 日

法 務 大 臣

法 務 太 郎

記

原告 河野 一 夫 被告 国  
東京地方裁判所  
平成 27 年 (ワ) 第 123 号  
損害賠償請求事件

付録第2号(第8条関係)

第 150 号

## 選 任 書

(〒108-0071)

住 所

東京都港区白金台5丁目3番2号

弁 護 士

甲 野 一 夫

(電話 3234-5678)

上記の者を下記事件について被告  
国の訴訟代理人に選任し、民事訴訟  
法第55条第1項及び第2項(ただし、  
第5号を除く。)に掲げるすべての事項  
を委任する。

平成10年1月10日

法 務 大 臣

法 務 太 郎

記

原告 南 次郎

被告 国

東京地方裁判所

平成9年(ワ)第 87 号

土地所有権確認請求事件

付録第3号（第8条関係）

第 1800 号

## 訴訟代理権消滅通知書

甲 野 太 郎

乙 野 次 郎

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

平成 7 年 1 月 1 0 日

法 務 大 臣

法 務 太 郎

記

東京地方裁判所

平成 4 年（行ウ）第 246 号

行政処分取消請求事件

付録第4号（第8条関係）

平成27年4月13日

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき 被予告通知者 国 のため、法務大臣は次のとおり争訟上の行為を行う職員として指定する。

1 被指定者

所 属 庁	法務省訟務局		
官職 氏名	局 付	甲野 三郎	
	行政訟務課第一係長	乙野 四郎	

2 予告通知事件

(1) 当事者の表示

予 告 通 知 者	京 太 郎
被 予 告 通 知 者	国

(2) 事件番号

法務省受平成27年第123号

付録第5号(第8条関係)

平成16年4月10日

下記のとおり、法務大臣は指定代理人を解任する。

記

1 解任される者

丙野 五郎

丁野 訟子

2 予告通知事件

(1) 当事者の表示

予告通知者 京 太郎

被予告通知者 国

(2) 事件番号

法務省受平成16年第123号